

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-130
許認可等の種類	開発許可を受けない市街化調整区域の土地における建築等の許可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第43条第1項			
許認可等の概要	開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域の土地における建築等の許可又は不許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第43条第2項(都市計画法施行令第36条) ・都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(H16.3.29 条例第23号)【別添①】 ・開発許可審査指針(H16.6.24 16建第189号)【別添②】 ・市街化調整区域における開発許可基準【別添③】 ・開発審査会運用基準【別添④】 			
基準の制定根拠	都市計画法本文 開発許可制度運用指針 I-5、I-6、I-7【別添⑤】			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	本庁許可:49日(内訳:建設事務所14日、本庁35日) 建設事務所許可(政令第36条第1項第3号の二に該当するもの):14日			
期間の制定根拠	開発許可制度運用指針 II【別添⑤】			